

宗像市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

No.	サービス種別	基準種別	質問	回答	更新日
1	通所型サービス	その他	要支援の方を1日受け入れる体制をとっていたが、受入時間を半日に変更したい。その際に1日希望があれば、必要に応じて自費の延長料金を算定することは可能であるのか。	可能。 ただし、半日利用であっても必要な利用者に対しては、本来の介護予防通所介護のメニュー(送迎や入浴など)は変わらず実施する必要があります。 自費利用に関しては、介護予防通所介護受入時間を越えた分は、自費利用になります。 【介護報酬の解釈3(平成27年度4月版)7.通所介護 P84(Q3)及び316(Q20)の例による】	H28.5.26
2	共通	運営	介護予防通所介護から介護予防・日常生活支援総合事業に移行するにあたり、要支援の方は、原則として1ヶ月の包括単位から、1回当たりの単位数になり、包括単位では1つの事業所のみ利用可能であったが、今回の改正で1回あたりの単位の場合、複数の事業所を利用することは可能であるか。	不可。 介護予防通所介護においては、介護予防ケアマネジメントで設定された利用者の目標の達成を図る観点から、一つの事業所において、一月を通じ、利用回数、提供時間、内容など、個々の利用者の状態や希望に応じた介護予防サービスを提供することを想定しており、介護報酬についてもこうした観点から、包括化しています。 事業へ移行してはいますが、その観点においては事業に移行しても継続のため不可となります。	H28.6.1
3	通所型サービス	報酬	要支援2認定の利用者がADLの低下により、5/9付で区分変更を行った。6/11に要介護1の認定下りる。 5/3(火)に宗寿園デイサービスセンターを利用しているため、通所型サービス2回数を1回と、通所型サービス提供体制加算I12を算定する予定ですが、その場合5/9以降に算定するサービス提供体制加算I1と同時に算定できるのでしょうか。 通所型サービス提供体制加算I12→144単位/月にて日割りのコードがありません。通所介護サービス提供体制加算I1→18単位/日です。	「通所型サービス提供体制加算I12」は日割り計算用コードがない加算である。日割り計算用コードのない加算については、「月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする」と明記されていることから、今回であれば、要介護1の場合でのみ加算請求できるものとします。 【「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(その8)」(平成27年3月25日付 厚生労働省老健局) I 介護報酬改定関係資料「資料9 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について(一部修正)」P.5参照】	H28.7.5

宗像市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

4	通所型サービス	報酬	<p>通所型複数サービス実施加算 I 2について。複数サービス実施加算の算定要件に1週間に1回以上サービスを実施とあるが、通所型サービス1回数、2回数の方で5週目利用できない場合、こちらの都合でもないため、通所型複数サービス実施加算が算定できるか。</p>	<p>算定できることとします。 「選択的サービス複数実施加算」の算定要件に「いずれかの選択的サービスを週1回以上実施すること。」とありますが、これは毎週利用することを前提とした要件であり、「通所型サービス1回数」及び「通所型サービス2回数」では、利用しない週が存在することから、「通所型サービス1回数」及び「通所型サービス2回数」に限り上記要件を「いずれかの選択的サービスをひと月のうち4週以上で週1回以上実施すること。」と定めます。</p>	H28.9.1
5	共通	報酬	<p>通所型サービスAの3カ年計画 (案)平成30年度 報酬単価 298/回 報酬単価 298/回になる理由を教えてください。本年11月締め申請の参考にしたいのでお願いします。</p>	<p>(訪問型サービスA) 厚生労働省のガイドラインにも記されているとおり、介護サービスの費用はおおむね提供者にかかる直接費(人件費)と事業を運営するのに必要となる間接費で構成されています。訪問介護サービスの場合、直接費と間接費の構成比は7:3程度と考えられています。 したがって、従前相当の訪問介護の報酬の約7割が人件費相当(つまり提供者に支払われる賃金に相当)と考えることができます。訪問型Aでは、基準を緩和して特に資格を有していない高齢者等を雇用することを想定しています。 そこで、介護の専門職で構成される介護予防訪問介護と、専門職以外の職員が多数含まれている介護予防通所介護の従業員人件費を平成27年度介護従事者処遇状況等調査から引用し、従前相当に従事する人件費との比を算出した上で、これを従前相当の直接費に乗じることで、訪問型Aの人件費相当額の算定を試みました。 また、関節費については、人員配置基準が緩和されても、特に費用が低下する要素が想定できないので、費用は変化しないと固定し、先に計算した訪問型Aの人件費相当額に加えた額を訪問型Aの報酬として算定しました。(詳細は別紙ご参照ください)</p> <p>(通所型サービスA) 通所型サービスについては、平成27年度に介護報酬単価が77~79%と大幅に引き下げられたため、訪問型Aと同じ考え方ではこの事業が成立しないと考えました。 そこで、通所型サービスAは身体介護等の介助を行わず、サロンのような場を想定していることから、この形態に最も近い小規模通所介護(定員10人以下、2~3時間サービス、要介護①)の報酬単価426単位/回から、看護・介護職員の員数が基準に満たなかった場合 ×70/100にすると、298単位/回という単価を算出したものです。</p>	H28.9.23

宗像市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

6	通所型サービス	運営	通所型サービスAの食費について 現行 ¥500ですが、通所デイサービスでは ¥600として います。 ¥600にすることは可能ですか。	可能です。指定になれば食事代は利用者より直接徴収する形になります。	H28.9.23
7	共通	運営	今回の説明について11月28日まで提出の指定申請の対 象は緩和した基準による訪問型サービスAのみのこと でしょうか。現行の訪問介護相当サービスについてはみな し指定で、去年の11月の説明会でみなし指定の相当サ ービスについては指定の有効期限は平成30年3月末まで であるとされていましたので対象外でしょうか。平成30年4 月に指定更新が必要となるのでしょうか。	お見込みのとおり、「多様なサービスA(緩和された基準)」の事業を行う場合は、 平成29年4月に市の指定を受けていただく必要があります。 なお、現在、介護予防・日常生活支援総合事業の「現行相当」についてのみ、平 成30年3月末までみなし指定を受けていることになっていますので、平成30年4月 に指定の更新が必要になります。(更新申請書の提出期限等については、後日 ご案内します)	H28.9.29
8	共通	運営	緩和した基準による訪問型サービスについて運営規程等 の説明が必要とされているがモデルの運営規程、重要事 項説明等のモデルを市で示していただけるのですか？	ご質問にあるモデルの例示については考えておりませんが、運営規程について は、各事業所において県から指定を受けている事業のものを参考に、緩和した基 準によるものを作成してみたいと思います。 また、「重要事項説明書」については、平成28年2月2日付けにサービス提供事 業所管理者宛に送付した「介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業契約書 (例)」の「介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業契約書別紙(兼重要事 項説明書)」をご参考ください。	H28.9.29
9	通所型サービス	運営	要支援1で通所型サービス1回数を利用者。月4回の利用 も5週目のある月は、通常休み。しかしどうしても利用した いと申し出あり。その場合、自費利用させていいか。そ の際に請求書・契約書を別に作成でいいか。今回は定員 内の利用ではある。	自費利用は可能。 自費利用についても人員基準等は「宗像市介護予防・日常生活支援総合事業通 所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に基づいた上 で、なお余力がある場合においては、指定居宅サービスの提供に支障がない範 囲で、サービス提供を行うことは可能であります。ただし、この場合において、要 介護者等以外の者に対するサービスの提供に支障があると考えられる場合に は、運営基準違反となることにも留意していただきたいです。請求書・契約書は別 に作成する必要があります。	H28.10.5

宗像市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

10	通所型サービス	設備	<p>基本的な質問で申し訳ありません。「通所型サービスA」の利用定員の考え方ですが、現在、「通所介護」と「介護予防通所介護相当サービス」を利用定員30名で行っておりますが、「通所型サービスA」の申請を行いたいと思う場合、食堂・機能訓練室の面積が30名定員ぎりぎりの面積となっている場合には、「通所介護」と「介護予防通所介護相当サービス」の利用定員を減らして、その減らした定員分を「通所型サービスA」の利用定員にする事で（「通所介護」と「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」全体で30名）、利用定員については申請可能という考え方でよろしいでしょうか。どうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>『通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、 ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で、利用定員を定め、 ・これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者(要支援者等)で利用定員を定めることとしている。 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、 ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算となる。 ・通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。 なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。』 とあり、お見込みのとおりです。</p> <p>根拠法令：介護保険最新情報Vol.546 「介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A【平成28年4月18日版】」</p>	H28.12.28
11	通所型サービス	運営	<p>通所型サービスA・Cの概要に関して</p> <p>送迎は原則あり、となっているが、「あり」の条件として施設から自宅玄関まで、と限定されるのか。本人の状態次第では、自宅近辺での待ち合わせでも問題はないのでしょうか。具体的には「バス停や目印になる場所」⇄「施設」</p>	<p>多様なサービス(通所型サービスA及びC)の対象者は「事業対象者」であるため、原則として送迎は介護保険の運用に準じます。よって、「利用所の居宅⇄通所介護事業所」が原則です。</p> <p>現在の通所型サービスCは、送迎は結果としてしなかった場合でも加算・減算していません。今後も通所型サービスA及びCも同様の扱いとし、結果として送迎しなかった場合でも減算はしない、ということです。</p> <p>ただし、バスストップ方式の送迎については、道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法を予め定めるなどの適切な方法で行う必要がある(H12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol. 59)と介護保険で定められているため、この場合は致し方ないと考えます。</p>	H29.1.4

宗像市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

				<p>↓ 下記のとおり、変更する。</p> <p>通所型サービスA及びCについては、利用者及び事業者、担当介護支援専門員の合意のもと、指定された場所で送迎を行うことは可能である。(指定された場所までは利用者の自己責任において行われることを利用者に必ず理解してもらうよう、事業者は事前に説明を行うこととする)</p>	H30.2.1
12	通所型サービス	設備	<p>当事業所は「通所型サービスA」の参入を検討しておりますが、「通所介護」と「介護予防通所介護相当サービス」における食堂・機能訓練室の面積は定員ぎりぎりの面積である為、「通所介護」と「介護予防通所介護相当サービス」の定員を減らす変更をして、減らした分を「通所型サービスA」の定員と定めたいと考えております。そこで、「通所介護」と「介護予防通所介護相当サービス」の定員の変更(届)の時期についてですが、「通所型サービスA」の申請を行う時点ではすでに変更(届)して「通所型サービスA」の定員分(食堂・機能訓練室の面積)を確保しておかなければならないのでしょうか。もしくは、(必ずしも指定が受けられるとは限らない為、)「通所型サービスA」の申請の時点では両方の定員を予定の定員として定めておき、実際の「通所介護」と「介護予防通所介護相当サービス」の定員の変更(届)は、指定を受けた後、平成30年4月1日の「通所型サービスA」の事業開始の時点で変更(届)しておけば問題ないと考えてよろしいでしょうか。どうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>「通所型サービスA」の申請時点(介護予防通所介護相当サービスの更新も含む)では、申請書には変更予定であることを明記したうえで(下記記載例参照)書類作成を行ってください。</p> <p>変更届については、通常通り手続きを行ってください。</p> <p>【記載例】 定員記載欄……〇〇名(平成30年4月1日変更予定) ※変更後の定員数</p>	H29.1.5

宗像市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

13	訪問型・通所型サービス	その他	<p>JAむなかた介護ステーションでは訪問型サービスAと通所型サービスAの事業指定を受けて事業を行っていますが、JA役員の交代の年になり今月末に理事・監事の一部が交代することになっています。</p> <p>指定申請の時に介護保険法第115条の45の5第2項等の規定に該当しない旨の誓約書を提出しておりましたが、新任の役員については提出の必要があるものかお尋ねいたします。また、変更届についての様式は何かあるのでしょうか。</p>	<p>「介護保険法第115条の45の5第2項等の規定に該当しない旨の誓約書」については、新任の役員についてのみ提出をお願いします。</p> <p>また、変更届及び「介護保険法第115条の45の5第2項等の規定に該当しない旨の誓約書」は宗像市HPに掲載していますので、ご利用ください。</p>	H29.6.28
14	訪問型サービス	報酬	<p>4月から同一建物の減算が1月あたり50名以上の場合は15%減算になっていますが、総合事業は10%減算しないのでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおり、現段階においては、別紙のとおり、10%の減算のみとなっています。</p> <p>ただし、平成30年度以降の総合事業の単価について、平成30年度介護報酬改定の趣旨や内容を踏まえ、一部見直しが予定されています。従いまして、本市は国が定める単価(現時点では未発表)を上限として単価を設定することから、平成30年10月1日以降の単価(加算・減算含む)が変更になる可能性がありますことを申し添えておきます。</p>	H30.4.19
15					